『日本小児へそ研究会』会則

第一章 (総則)

第一条 本会は、日本小児へそ研究会と称する。

第二条 本会の事務局を下記におく。

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 2-2 大阪大学大学院医学系研究科外科学講座 小児成育外科(事務局代表者:奥山宏臣)

第二章 (目的および事業)

第三条 本会は、小児の診療において、へそに関する疾患の治療や、良好な術後成績が得られかつ整容面に優れたへそを利用した手術方法など、へそに関連した治療全般について意見交換を行い、よりよい治療を患児に提供することを目的とする。

第四条 本会は、第三条の目的を遂行するために、次の事業を行う。

- (ア)原則として、年1回の学術研究会を開催する。
- (イ)その他、本会の目的に沿った事業を行う。

第三章 (施設会員)

第五条 会員は本会の主旨に賛同する小児の外科診療を行う施設とする。

第四章 (組織)

第六条 本会に次の役員を置く

(ア)代表幹事	1名
(イ)会長	1名
(ウ)副会長	1名
(エ)幹事	若干名
(オ)監事	2名
(カ)名誉会員	若干名

第七条 役員役割

- (ア)代表幹事は、幹事の互選によって幹事会で定められ、会務を統括、執行する。幹事会を招集し、議長を務める。また、施設代表者会議を招集する。任期は2年とし再任を妨げない。
- (イ)会長は、幹事の承認を経て副会長が昇任し、研究会を主催する。会長は施設代表者会議の議長を務める。
- (ウ)副会長は、幹事の互選により幹事会で選出され会長を補佐する。

- (エ)幹事には、その意思を幹事会に書面で届け出、幹事会で承認された会員がなることができる。連続して3回幹事会を欠席した場合は原則としてその資格を失う。
- (オ)監事は、幹事会で選出され、幹事会に出席するとともに、本会の会計および事業を 監査する。
- (カ)名誉会員は、当研究会の会長経験者または幹事経験者より推薦され、幹事会で承認 される。

第八条 役員任期

- (ア)幹事の任期は原則2年とし、再任は妨げない。
- (イ)監事の任期は原則4年とし、再任は認めない。
- (ウ)会長の任期は研究会終了までとする。

第九条 幹事会は次の事項を協議し、決定する。

- (ア)会長、副会長の選任
- (イ)代表幹事、幹事、監事の選任
- (ウ)会則の変更
- (エ)その他必要な事業

第十条 幹事会

- (ア)幹事会の成立には、構成員の1/2以上(委嘱状を含む)の出席を要する。
- (イ)議決は、出席者の過半数で決定し、同数の場合は議長が決する。

第十一条 施設代表者会議

- (ア)施設代表者会議は、幹事会後に開催される。
- (イ)代表幹事は幹事会の決定事項を施設代表者へ報告する。

第五章 (会計)

第十二条

- (ア)施設会員は、年5,000円の施設会費を納入しなければならない。
- (イ)本会の運営は、施設会費、補助金および寄付金を以て行う。

第十三条

- (ア)本会の会計年度は毎年1月1日より12月31日までとする。
- (イ)決算は幹事会の承認を受けなければならない。

第6章 (その他)

第十四条

- (ア)本会則は幹事会の出席者の過半数の同意をもって、これを変更することができる。
- (イ)本会則の定めのないことについては幹事会において協議決定する。
- (ウ)研究会参加者資格については、原則会則に則り医師または医学研究者とするが、その他の参加資格については学術集会会長にその権限を委任する。

第7章 (緊急時)

第十五条

災害その他の緊急事態により、学術集会・幹事会・施設代表者会議の開催が困難な場合、 幹事会の議を経て、以下を可とする。

- (ア)役員任期の延長
- (イ)研究会の1年以上の延長や代替手段による開催
- (ウ)幹事会の代替手段による開催
- (エ)施設代表者会議の代替手段による開催

付則

- (ア)本会則は、2015年4月16日より施行する。
- (イ)本会則は、2016年4月14日より施行する。
- (ウ)本会則は、2018年4月6日より施行する。
- (エ)本会則は、2020年7月31日より施行する。